

延岡市国スポ・障スポ宿泊受入力強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ（リハーサル大会及び関連する大会も含む。以下「国スポ・障スポ」という。）の開催に伴う選手、大会関係者及び観光客の受け入れを円滑に行うとともに、これら大会関係者等の満足度を高めることにより、リピーターを獲得し、本市の滞在型観光、スポーツキャンプ、合宿等の増加を促進するため、宿泊施設の整備等を実施する者に対し、予算の範囲内において延岡市国スポ・障スポ宿泊受入力強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「宿泊施設」とは、次の各号のいずれかに該当する市内の施設であつて、国スポ・障スポにおいて、大会事務局等から配宿があつたときは、大会関係者等の宿泊先になるものをいう。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供される施設
- (2) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供される施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供される施設を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 補助金の申請に係る年度の前年度に簡易宿所営業の宿泊の実績があるもの
 - イ 補助金の申請に係る年度に新たに簡易宿所営業を開始するもの

(補助事業)

第3条 補助事業は、宿泊施設における次に掲げる整備等（新築に係るものを除く。）とする。

- (1) 収容客数の増加に繋がる施設整備
 - (2) 客室の稼働率向上に繋がる施設整備
 - (3) 障がい者や高齢者が利用しやすい施設整備
 - (4) 宿泊者の増加に繋がるソフト事業
 - (5) 施設の魅力を向上させるリフォーム工事
 - (6) 施設内のW i - F i 環境整備に係る設備の新設・更新
 - (7) 駐車台数の増加や大型車に対応した駐車場の整備
- 2 前項の規定にかかわらず、宿泊施設のうち、簡易宿所営業の用に供する施設における前項第3号、第6号及び第7号に規定する整備等は、補助事業としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、宿泊施設を市内において経営する者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと（法人にあっては、その役員を含む。）。
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。ただし、市税の滞納について納期限内に納付することができないやむを得ない理由がある者であって、申請に基づく納付誓約を承認し、かつ、その誓約事項を遵守しているものについてはこの限りでない。
- (3) 国スポ・障スポにおいて、自らが経営する宿泊施設への大会関係者等の宿泊の受入れ及び当該受入れに係る遵守事項を誓約すること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び限度額は、旅館・ホテル営業の用に供される施設にあっては別表第1のとおりとし、簡易宿所営業の用に供される施設にあっては別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 国、県又は市が実施する他の補助制度により金銭等の交付を受けるもの
- (2) 補助金の交付の決定前に着手したもの

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業の開始前に補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可証の写し
- (4) 工事設計書その他の施設整備の概要が確認できる書類（ソフト事業の場合は、事業の詳細が確認できる書類）
- (5) 見積書その他の事業費の積算根拠を確認できる書類
- (6) 完納証明書（第4条第2号ただし書の場合を除く。）
- (7) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (8) 法人役員確認表（別記様式第4号）（法人が申請する場合に限る。）
- (9) 宿泊受入誓約書（別記様式第5号）
- (10) 簡易宿所営業実績申告書（別記様式第6号）（第2条第2号アの施設に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

(事業の中止又は変更)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の変更をしようとするときは、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了後20日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式第7号）
- (2) 収支計算書（別記様式第8号）
- (3) 補助事業に係る領収書その他の支出を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合はこの限りでない。

2 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助金の交付に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(届出)

第12条 補助事業者は、関係機関に対し、補助事業の実施に関して必要な届出を行わなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和6年9月20日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者については、第10条及び第11条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月30日（決裁日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日（決裁日）から施行する。

別表第1（第5条関係） 旅館・ホテル営業の用に供される施設に係る補助対象経費等

補助事業	補助対象経費	補助率	補助金の額	限度額（1年度当たり）	
				1事業当たり	補助事業者1人当たり
収容客数の増加に繋がる施設整備	補助事業に係る 工事費、設計費そ の他必要と認め られる経費	1/2以内	補助対象経費に補助 率を乗じて得た額 （1,000円未満の額 が生じたときは、こ れを切り捨てた額）	10,000千円	10,000千円
客室の稼働率向上に繋がる施設整備				5,000千円	
障がい者や高齢者が利用しやすい施設整備				10,000千円	
宿泊者の増加に繋がるソフト事業				2,000千円	
施設の魅力を向上させるリフォーム工事				10,000千円	
施設内のW i - F i 環境整備に係る設備の 新設・更新				2,000千円	
駐車台数の増加や大型車に対応した駐車場の 整備				3,000千円	

備考

- 1 補助対象経費は、リース契約に係る経費、消費税及び地方消費税、振込手数料、支払利息等の諸経費及び補助対象工事等に係る公租公課を除くものとする。
- 2 補助金の額は、複数の補助事業に該当する場合は、補助事業ごとに算出した額を合算した額の1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第5条関係） 簡易宿所営業の用に供される施設に係る補助対象経費等

補助事業	補助対象経費	補助率	補助金の額	限度額（1年度当たり）	
				1事業当たり	補助事業者1人当たり
収容客数の増加に繋がる施設整備	補助事業に係る 工事費、設計費そ の他必要と認め られる経費	1/2以内	補助対象経費に補助 率を乗じて得た額 （1,000円未満の額 が生じたときは、こ れを切り捨てた額）	1,000千円	1,000千円
客室の稼働率向上に繋がる施設整備				500千円	
宿泊者の増加に繋がるソフト事業				200千円	
施設の魅力を向上させるリフォーム工事				1,000千円	

備考

- 1 補助対象経費は、リース契約に係る経費、消費税及び地方消費税、振込手数料、支払利息等の諸経費及び補助対象工事等に係る公租公課を除くものとする。
- 2 補助金の額は、複数の補助事業に該当する場合は、補助事業ごとに算出した額を合算した額の1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。